

福祉サービス事業者に対する指摘事項及び改善状況の公表について

市内の福祉サービス事業者（介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所・保育施設等）に対する実地指導において、文書で指摘した事項及びその改善状況を2019年12月16日から公表いたします。

1 公表の目的

福祉サービス事業者の適切な運営の確保を促進し、指摘・助言事項の確実かつ適切な是正改善につなげるとともに、他の事業者に改善点を示し、自主的なサービスの質の向上に資することを目的とし、市ホームページを通じて広く市民に見える形で公表します。

2 公表内容

ホームページでの公表内容のイメージは、次のとおりです。

町田市介護保険サービス事業所等 実地指導の結果 (2019年4月から2019年9月まで)					
					2019年12月現在
実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。					
実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
○月×日	ケアプランセンターA	社会福祉法人A	居宅介護支援	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
○月×日	地域密着型デイサービスB	株式会社B	地域密着型通所介護	避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善中
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済

※イメージは、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設等も同内容。

3 他自治体の公表状況（2019年11月時点）

介護分野：2市、障がい分野：1区1市、保育分野：5区2市、全分野：東京都

4 公表時期（年2回）

1回目	実地指導4月～9月実施分	当年度12月公表
2回目	実地指導10月～翌年3月実施分	翌年度5月公表

※指摘事項が改善された場合、その都度、改善状況を「改善済」に更新します。